市民の皆様へ

**５月８日以後の市内公共施設におけるマスク着用についてお知らせ**

市内公共施設利用時のマスク着用について、以下のとおりの運用といたします。

施設の利用に際しては、引き続き感染防止対策にご協力をお願いいたします。

各施設からのお知らせ等がありましたら、そちらも合わせてご確認ください。

**適用期間**

**令和５年５月８日（月）以降**

**留意事項**

・マスクの着用は、個人の判断を基本とします。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう配慮いたしますが、感染が大きく拡大するような場合や事業実施上の理由等により、施設管理者や会議主催者等がマスクの着用を求める場合もあります。

・新型コロナウイルスは感染症法上の「5類」に引き下げられますが、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い・消毒等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策の励行をお願いします。

*作成：令和５年３月９日*

*改定：令和５年５月８日*

大町市危機管理課

TEL:0261-22-0420（内516）